

江田島市未利用財産の利活用に係る
公募型プロポーザル募集要項
【旧津久茂小学校】



平成25年6月
江田島市

1	公募型プロポーザルの趣旨等・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1 趣旨	
	2 事務局（担当窓口）	
2	売却対象となる財産に関する事項・・・・・・・・	1
	1 対象施設等の概要	
3	企画提案に関する条件・・・・・・・・	2
	1 基本的な考え方	
	2 利活用方針に関する条件	
	3 地域連携・貢献等に関する条件	
	4 その他の条件	
	5 その他配慮事項	
4	事業者の選定に関する事項Ⅰ・・・・・・・・	5
	1 選定方式	
	2 応募者の参加資格要件	
	3 募集スケジュール	
	4 募集要項の配布	
	5 現地見学会の開催	
	6 本プロポーザルに関する質問の受付及び回答	
	7 本募集要項の追加又は修正等	
	8 企画提案書受付	
	9 企画提案書の必要書類	
	10 応募に関する留意事項	
5	事業者の選定に関する事項Ⅱ・・・・・・・・	9
	1 企画提案書の審査及び交渉順位の決定等	
	2 企画提案者との交渉	
	3 資格の喪失	
	4 審査方針及び審査項目等	
6	契約に関する事項・・・・・・・・	11
	1 契約の締結	
	2 契約に関する特記事項	
7	その他・・・・・・・・	12
	1 注意事項	
	2 参考資料	
参考	企画提案書等様式・・・・・・・・	13

1 公募型プロポーザルの趣旨等

1 趣旨

保育園及び小中学校の統廃合により廃止となった施設等，市の未利用財産を有効に利活用することを目的に策定した「江田島市未利用財産利活用基本方針」に基づき，市有財産の有効利活用について，民間事業者等からの企画提案を募集し，有効かつ適切な跡地利用が見込める事業者等（以下「事業者」という。）の選定を行います。

2 事務局（担当窓口）

広島県江田島市役所総務部政策推進課

〒737-2392 江田島市能美町中町4859番地9

TEL：0823-40-2778

FAX：0823-40-2072

E-mail：seisaku@city.etajima.lg.jp

2 売却対象となる財産に関する事項

1 対象施設等の概要

表1：土地・建物の概要

施設名称	旧津久茂小学校
所在地	広島県江田島市江田島町津久茂二丁目656-7
都市計画区域	都市計画区域
用途地域	第二種中高層住居専用地域
敷地面積	10,568㎡
道路幅員	8.0m
校舎（未登記）	構造：鉄筋コンクリート3階建 延床面積：1,726.28㎡ 建築面積：592.64㎡ 建築年度：昭和54年度 耐用年数：60年(残27年)
体育館（未登記）	構造：鉄筋コンクリート平屋建 延床面積：528.00㎡ 建築面積：528.00㎡ 建築年度：昭和56年度 耐用年数：60年(残29年) 改修工事：平成16年（屋根・床張替） 附属建物：渡廊下・鉄骨造平屋建，延床面積18.30㎡
新耐震基準への適合	否：校舎及び体育館は全て旧耐震基準の建物です。
給水	江田島市上水道
排水	江田島市下水道
参考	平成19年3月末閉校。平成25年8月31日までは，体育館を社会体育施設として活用中です。 敷地内に防災行政無線屋外子局設備があります。

3 企画提案に関する条件

1 基本的な考え方

「江田島市総合計画」等まちづくり計画の方針に沿った景観・環境の保全及び地域振興に資する企画提案であること

本物件の周囲は閑静な住宅地が近接することから、施設の利活用にあたっては良好な住環境が維持できる利用形態であること

2 利活用方針に関する条件

地域福祉の向上、または、産業振興・就労機会の拡充につながる提案であること

3 地域連携・貢献等に関する条件

旧津久茂小学校は、コミュニティになくってはならない施設として、学校行事等を通じての地域住民との交流の場や防災の拠点としての役割を担い、また、地域住民や卒業生をはじめとする学校関係者の思い出のある施設でもあります。

本施設の利活用については、同校跡地施設がこれまでに果たしてきた役割を尊重し、以下の活用条件を設定します。

(1) 地域連携・貢献として求める事項

- ① 地域連携に積極的に取り組み、グラウンド及び体育館等の地域開放に努めること
- ② 地域防災へ協力し、避難場所及び避難所の機能を提供すること
- ③ 新たな雇用が見込まれる場合、地元雇用を優先すること

(2) その他

長期的に地域と良好な関係を築いていくための工夫などを行うこと

4 その他の条件

(1) 最低売却価格 5, 232 万円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

(2) 土地及び建物等

土地及び建物並びに工作物、立木及び埋設物など、敷地内にあるすべての市有財産を現状のまま一括して売り渡します。

(3) 既存建物等の除却及び利用に関する制限

- ① 校舎については、雨漏り、壁の剥離等老朽化が顕著であるため、事業者の責任において除却することとします。
- ② 体育館については、屋根・床張替改修工事(平成16年度)を実施しています。関係法令に整合する内容であれば、特別な制限はありませんが、周囲の環境を害する利用は不可とします。
- ③ 敷地内既設の防災行政無線屋外子局設備については、市と事業者において土地賃貸借契約(年額1,800円)を締結し、設置を継続します。

(4) 用途指定

事業者は、所有権移転の日から10年間（以下「指定期間」という。）、企画提案書の内容（以下「提案内容」という。）に従って、売買物件を利用しなければなりません。

なお、事業実施上の理由等により用途を変更する必要がある場合には、市と協議して定めることとします。

(5) 権利譲渡の禁止

事業者は、指定期間において、市の承諾を得ることなく、本物件の所有権を売買、贈与、交換、出資等により、第三者に移転してはなりません。

ただし、事前に市の承諾を受けた場合は、この限りではありません。

(6) 権利設定の制限

事業者は、用途指定期間において、市の承諾を得ることなく、本物件を第三者に貸し付けること、または地上権、質権、使用貸借による権利、その他使用及び収益を目的とする権利を設定してはなりません。

ただし、事前に市の承諾を受けた場合は、この限りではありません。

(7) 事業者の費用負担

次に掲げる費用は、事業者の負担とします。

- ① 契約に要する費用及び所有権移転登記の費用
- ② 表示登記及び保存登記の費用
- ③ 利用目的に応じた本物件の改修、増改築及び除却等の工事（建築確認等の諸手続きを含む）にかかる一切の費用
- ④ 敷地に存在する工作物、樹木などを使用しない場合の除去などに要する一切の費用
- ⑤ 売買物件に存在する使用しない備品・残置物等の撤去及び廃棄に要する一切の費用
- ⑥ 公租公課（不動産取得税、固定資産税など）

(8) 実地調査等

市は、契約締結の日から指定期間満了の日までの間、事業者の用途指定義務の履行状況を確認するため、必要があると認めたときは、事業者に対し随時に売買物件について、質問し、実地調査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること等ができます。

(9) 公序良俗に反する使用の禁止

事業者は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害する恐れのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供することを知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸してはなりません。

(10) 建築計画の提出

事業者は、買受物件に関する建築確認等の諸手続きを行う場合は、その建築計画の内容と提案内容の整合性についてあらかじめ市の承認を受けるものとします。

(11) 買戻しの特約

市は、財産引き渡しの日から10年間は、事業者が、4(3)、(4)及び(5)の義務に違反した場合、民法(明治29年法律第89号)第579条の規定に基づき売買物件の買戻しをすることができるものとし、その旨の登記を行います。

なお、指定期間が満了し、かつ、その期間中に用途指定違反の事実がないことが確認されたときは、事業者からの買戻し特約の解除請求に基づき、買戻し特約の登記を抹消します。

(12) 法令等の遵守

売買物件の整備及び運営に当たっては、関連する法令及び条例等を遵守すること

5 その他配慮事項

(1) 地域の住環境等への配慮

売買物件の整備及び運営に当たっては、周辺の安心・安全、住環境及び環境負荷の低減等に配慮すること

(2) 地域住民の意見の反映

売買物件の整備及び運営に関しての、地域住民からの意見及び要望等については、誠意を持って対応すること

4 事業者の選定に関する事項 I

1 選定方式

事業者の選定については、事業者より提出のあった企画提案書の計画内容及び買取希望価格等に関して総合的に審査し、個別交渉順位を決め、1位の企画提案者から個別交渉を実施し、交渉成立時点で事業者に決定します。

2 応募者の参加資格要件

応募者の参加資格要件については、以下の①～⑤のすべてを満たすこと

- ① 広島県内に事業所又は住所を有する事業者等
- ② 提案した計画を、自ら適切に実施できること
(事業運営が継続できる仕組みを示すこと)
- ③ 提案した計画の実施(開発・建設及び管理・運営等)に必要な資格、知識、経験、資力、信用及び技術的能力を有すること
- ④ 次のいずれの項目にも該当しないこと
 - ・ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む)の規定に該当する者
 - ・ 会社更生法(平成14年法律第154号)による更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続き開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者
 - ・ 県税、市町税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者
 - ・ 個人の場合、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権していない者
 - ・ 宗教活動、政治活動を主たる目的とする法人その他の団体

3 募集スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ① プロポーザル実施案内 | 平成25年6月20日(木) |
| ② 募集要項の配布及び質問受付 | 平成25年6月20日(木)～7月10日(水) |
| ③ 現地見学会申込締め切り | 平成25年7月10日(水) 午前中まで |
| ④ 現地見学会 | 平成25年7月 5日(金)～7月10日(水) |
| ⑤ 質問に対する回答 | 平成25年7月12日(金) まで随時 |
| ⑥ 応募書類の申込受付 | 平成25年7月16日(火)～7月19日(金) |
| ⑦ プレゼンテーション | 平成25年7月23日(火) |
| ⑧ 個別交渉順位の決定 | 平成25年7月24日(水) |
| ⑨ 交渉 | |
| ⑩ 仮契約の締結 | |
| ⑪ 議会の議決 | |
| ⑫ 本契約の締結及び売買代金の納付 | |
| ⑬ 土地・建物の引渡し | |

4 募集要項の配布

(1) 配布方法

- ① 江田島市総務部財政課（江田島市役所本庁3階）にて配布します。
- ② 江田島市ホームページからもダウンロード可能です。

(2) 配布期間 平成25年6月20日（木）～7月10日（水）

* ただし時間については、土曜日・日曜日を除く9時～17時までとします。

5 現地見学会の開催

(1) 見学日時 平成25年7月5日（金）～7月10日（水） 9時～17時

* 実施日時は、市と参加希望者で日程調整のうえ決定します。

(2) 見学時間 概ね1時間程度

(3) 見学場所 旧津久茂小学校

(4) 申込期限 平成25年7月10日（水）午前中まで

(5) 申込方法 事業者名、代表者氏名、連絡先、参加希望人数を明記の上、FAX又はE-mailにより事務局あてに提出して下さい。（様式は任意です）

(6) 注意事項 現地見学会への参加はプロポーザル参加の必要条件となります。プロポーザルへの参加を希望する事業者は、必ず現地見学会に参加してください。

内容は、敷地建物等の見学（カメラ等による撮影可）とし、施設の設備等に対する質問には対応しますが、公募内容等に関する質問については、見学会においては受け付けません。

6 本プロポーザルに関する質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間 平成25年6月20日（木）～7月10日（水）

* ただし時間については、土曜日・日曜日を除く9時から17時までとします。

(2) 質問受付方法

「プロポーザルに関する質問書」【様式1】に記入の上、事務局あてにFAX又はメールで提出してください。

メールにより提出する場合は、メールの件名を「プロポーザルに関する質問書（〇〇〇）」（〇〇〇は事業者名）とし、【様式1】ファイルを添付してください。

(3) 質問に対する回答の公表

質問に対する回答を、随時、江田島市ホームページに掲載しますのでご確認ください。

* 回答予定日 平成25年7月12日（金）まで随時

* 回答に当たっては、質問を行った事業者名等は公表しません。

7 本募集要項の追加又は修正等

6に示す回答をもって、本募集要項の追加又は修正等を行うことがあります。

8 企画提案書受付

(1) 提出方法

受付当日は、時間調整を行いますので、提出予定者は、事前に来庁日時を電話連絡の上、提出書類を事務局まで持参してください。

(2) 受付期間 平成25年7月16日（火）～ 7月19日（金）

* ただし時間については、9時から17時までとします。

(3) 提出書類の受理

審査に必要な書類を全て提出していただきますので、必要な書類が全て整っている場合に限って、提出書類を受け付けることとします。

9 企画提案書の必要書類

企画提案書は次のものとし、原則としてA4サイズで印刷したものを1部提出してください。各様式の記載方法及び内容等については、別に示す様式を参照してください。

(1) 公募型プロポーザル企画提案書添書【様式2】

(2) 事業計画書【様式3】

1. 基本事項	
1) 基本構想	企画提案に当たっての、基本構想を記載
2) 利活用方針	利活用方針を記載
2. 計画の内容	
1) 計画の内容	計画の内容について具体的に記載
3. 地域連携・貢献	
1) 施設の地域開放	グラウンド、体育館等の地域開放への協力について記載
2) 地域防災への協力	地域防災への協力に関して記載
3) 雇用計画	新たな雇用がある場合、雇用計画を記載
4. 地域への配慮	
1) 周辺住環境	周辺の良好な住環境確保に関して記載
5. 管理運営	
1) 管理運営計画	管理運営主体、体制及び中・長期的な展望に関して記載
2) 事業スケジュール	事業スケジュールに関して記載
6. 施設改修計画	
1) 施設改修計画	建物、外構施設等の改修計画がある場合は、内容を記載
7. 特記事項	
1) 特記事項	跡地利用に関して、アピールしたい点に関して記載

(3) 資金計画書【様式4】

1. 目的に応じた利用が可能になるまでの資金計画	初期投資と資金調達額を記載
2. 利用開始後の年間収支計画	継続した活用の根拠を記載

(4) 事業経歴書（企画提案者概要）【様式5】

1. 【様式5】に必要事項を記入し、以下の書類を添付すること
 2. 添付資料
 - 1) 法人にあつては、法人登記履歴事項全部証明書（発行後3か月以内の原本に限る）
個人にあつては、住民票記載事項証明書又は外国人登録済証明書（発行後3か月以内の原本に限る）
 - 2) 印鑑証明書（法人にあつては、管轄する法務局で発行されたもので、発行後3か月以内の原本に限る）
 - 3) 定款（複写可）
 - 4) 法人の案内書又はこれらに相当する書類（パンフレット可）
 - 5) 法人の経営状況が説明できる書類（財務諸表等）
 - ・前3事業年度の会社法に定める計算書類一式（貸借対照表、損益計算書等）
 - 6) 県税、市町税、消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がないことを証する書面で、発行後3か月以内の原本に限る）
- * 納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書【様式7】を添付

(5) 買取希望価格書【様式6】

1. 【様式6】に買取希望価格を記入し、必ず封筒に入れ、代表者印にて封印すること
2. 封筒の表には、宛先（江田島市長宛て）、書類名（「旧津久茂小学校買取希望価格書」）、事業者名、代表者名を明記すること

10 応募に関する留意事項

- ① 審査の課程で、追加資料の提出を求める場合があります。
- ② 提出書類に押印する印鑑は、全て印鑑登録されたものとします。
- ③ 原本1部を提出してください。
- ④ 提出書類は、審査の過程で必要に応じて事務局で複写して使用します。
以下のように複写しやすい仕様としてください。
 - ・ホチキス止めをしない。（クリップ等でまとめるか、ファイルに挟むなどとする）
 - ・すべて片面印刷とする。（パンフレット等は除く）
- ⑤ 応募に伴う書類作成等の費用は、全て応募者の負担とします。
なお、提出された書類は返却しません。
- ⑥ 誤字等を除き、応募書類等提出後の内容変更及び追加は、原則として認めません。
- ⑦ 応募書類提出後に辞退する場合は、「応募取下届」【様式8】を提出してください。

5 事業者の選定に関する事項Ⅱ

1 企画提案書の審査及び交渉順位の決定等

提出された企画提案書は、プロポーザル方式受託者特定審査委員会の審査を踏まえ、最も優れた企画提案者から順に個別交渉順位を市長が決定します。

また、企業情報等を保護する観点から、審査内容は非公開とします。

2 企画提案者との交渉

市は、個別交渉順位の決定を受けて、1位の企画提案者より個別交渉を実施します。交渉が整わない場合は、決定された順位順に個別交渉を実施することとします。

なお、交渉が成立した時点で以下の順位の企画提案者との個別交渉は実施しないものとします。

3 資格の喪失

次のいずれかに該当する場合、企画提案者は、審査を受ける資格、個別交渉順位が付される資格を喪失するものとします。

なお、交渉が成立した企画提案提出者であっても、資格喪失に該当する事項が判明した場合は、資格を喪失するものとします。

- ① 4-2の資格要件を満たさない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 公正な審査及び他の応募者に対する妨害行為があった場合
- ④ 企画提案を計画どおり実施することが不可能と判断できる場合
- ⑤ 企画提案の実施により周囲に著しく影響を与えると判断できる場合
- ⑥ 市との信頼関係を損なった場合

4 審査方針及び審査項目等

応募された企画提案の内容については、次の審査方針及び審査項目に基づき審査を行うこととしますが、資格を喪失した者の企画提案については、審査の対象としません。

(1) 審査方針

応募された企画提案の審査は、公平かつ公正な審査を実施するものとします。

(2) 審査項目

① 基本事項・基本構想・利活用方針

計画に具体性があり、実現可能な利活用計画になっているか

② 計画の内容

事業に対する考え方が適切で、事業運営が適切に実施できる内容になっているか

③ 地域連携・貢献・地域への配慮

地域連携や貢献等に関する考え方は適切か

④ 管理運営

事業の遂行に必要なノウハウを有し、事業実施スケジュールは適切か

⑤ 資金計画書・事業経歴書（事業運営の確実性・継続性）

事業の遂行に必要な組織として，経営状況（資金計画）は適切か

⑥ 希望額調書

最低売却価格以上の金額であるか

(3) 審査基準点 審査項目における審査基準点は次のとおりとします。

項目	審査基準点
非常に適切・非常に優秀・非常に効果的	5
適切・優秀・効果的	4
普通	3
やや不十分・やや劣る	2
不十分・劣る	1

(4) 配点

審査項目	審査基準	審査基準点	ウェイト	配点
■事業計画書（様式3） 1 基本事項	計画に具体性があり，実現可能な 利活用計画になっているか	5	× 1	5
2 計画の内容	事業に対する考え方が適切で，事 業運営が適切に実施できる内容 か	5	× 2	10
3 地域連携・貢献 4 地域への配慮	地域連携等に関する考え方は適 切か	5	× 2	10
5 管理運営	事業に必要なノウハウの有無・事 業スケジュールは適切か	5	× 2	10
■資金計画書（様式4） ■事業経歴書（様式5）	事業運営の確実性・継続性，事業 遂行に必要な組織として経営状 況は適切か	5	× 2	10
■希望価格書（様式6）	最低売却価格以上の金額である か	5	× 1	5
合 計				50

(5) 審査方法

- ① 提出された企画提案書の計画内容及び希望額，プレゼンテーション内容に基づき，審査項目毎に5段階評価を行い，項目ごとの評価得点を合計します。
- ② 評価得点合計の最も高いものを個別交渉順位第1位とします。

(6) 審査結果の公表

市は、審査終了後、応募者ごとに個別交渉順位（評価得点順位）又は資格喪失の通知を行います。

また、他の応募者の名称又は氏名、個別交渉順位に関しては非公開とします。

なお、審査結果に関する異議については一切受け付けません。

6 売買契約に関する事項

1 契約の締結

個別交渉の実施により交渉が成立した事業者は、市が作成する契約書に基づき契約手続を進めることとします。

また、契約締結期限は交渉時に決定することとします。

なお、契約書に記載する名義は、応募申込書と同一名義とします。

2 契約に関する特記事項

(1) 仮契約の締結

交渉が成立した事業者は、市の指定した期日に、物件売買の仮契約を締結していただきます。

契約保証金として売買代金の10%以上を、仮契約締結後、市が指定する期日（20日以内）までに納付していただきます。

(2) 議会の議決

本物件の売却は、地方自治法第96条第1項の規定により、江田島市議会の議決が必要になります。

(3) 本契約の締結

市議会の議決が得られた場合、市と事業者は本契約を締結します。

(4) 売買代金の支払い等

売買代金は、売買契約締結後、市が指定する期日（60日以内）に全額を納付していただきます。支払額は、売買代金から契約保証金を控除した額とします。

(5) 所有権の移転及び物件の引渡し

① 所有権の移転

契約された物件の所有権は、売買代金を完納したときに本市から契約者へ移転します。

また、契約に基づき、所有権移転の登記と同時に買戻し特約の登記を行います。

② 本物件の引渡し

本契約の対象物件は、契約者に所有権が移転すると同時に、その時点における状態のまま（現状有姿で）、契約者に引き渡したものとします。

7 その他

1 注意事項

- ① 本プロポーザルに応募しようとする者は、本募集要項に記載された事項について十分熟知の上応募すること
- ② 事業者は自らの責任において、住民説明等を行い、円滑な事業の実施に努めること
- ③ 本募集要項に定めるもののほか、必要な事項については、市の指示に従うこと
- ④ 企画提案等の内容については、公表する場合があります。

2 参考資料

- ① 案内図
- ② 施設平面図
- ③ 現況写真

【様式 1】

F A X 送信先 広島県江田島市総務部政策推進課

F A X 番号 0 8 2 3 - 4 0 - 2 0 7 2

平成 年 月 日

プロポーザルに関する質問書

「旧津久茂小学校」の利活用に係る公募型プロポーザル募集要項に対し質問がありますので下記のとおり提出いたします。

住所
名称・社名
役職名・代表者名

担当者連絡先

担当者名

T E L

F A X

質 問 内 容

【様式 2】

「旧津久茂小学校」の利活用に係る
公募型プロポーザル企画提案書

【応募者】 住 所

事業者名称

印

役職名・代表者名

【様式3】

事業計画書

1. 基本事項

1) 基本構想

2) 利活用方針

2. 計画の内容

1) 計画の内容

3 . 地域連携・ 貢献

1) 施設の地域開放

2) 地域防災への協力

3) 雇用計画

4 . 地域への配慮

5 . 管理運営

1) 管理運営計画

2) 事業スケジュール

6 . 施設改修計画

1) 施設改修計画

7 . 特記事項

1) 特記事項

【様式4】

資金計画書

1 目的に応じた利用が可能となるまでの資金計画について

1) 概算事業費（初期投資）

項目	金額（単位：千円）	備考
合計		A

2) 概算事業費の財源内訳（資金調達）

項目	金額（単位：千円）	備考
合計		B

* A=Bとすること

2 利用開始後の年間収支計画

1) 収入

項目	金額（単位：千円）	備考
合計		
継続して安定収入が見込める根拠など		

2) 支出

項目	金額（単位：千円）	備考
合計		

3 資金計画における特記事項等

【様式 5】

事業経歴書（企画提案者概要）

事業所の所在地	
事業者名	
役職・代表者氏名	
設立年月日	
資本額	
社員又は職員数	
主な事業内容	
事業規模（年商等）	
事業内容の特徴	
信用力，将来展望等，良好な運営が見込まれる点	

*記入不可の項目は空欄とする

【様式6】

希望価格書

私は、江田島市未利用財産の利活用に係る公募型プロポーザルについて、旧津久茂小学校
を購入する意向であり、

希望額は

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

です。

* 最初の数字の直前に¥マークを記入すること

【応募者】住 所

事業者名

役職・代表者名

印

【様式 7】

納税義務に関する申立書

平成 年 月 日

広島県江田島市長 田中 達美 様

【応募者】住 所
事業者名 印
役職・代表者名

江田島市未利用財産の利活用に係る公募型プロポーザルについて、次の税の納税義務がないことを申し立てます。

記

1 _____ 税の納税義務がない
理由：

2 _____ 税の納税義務がない
理由：

3 _____ 税の納税義務がない
理由：

【様式8】

応 募 取 下 届

平成 年 月 日

広島県江田島市長 田中 達美 様

【応募者】住 所

事業者名

印

役職・代表者名

江田島市未利用財産の利活用に係る公募型プロポーザルについて、応募を取り下げます。